

# 社会科学研究所 定例研究会 報告要旨

2007年10月20日（土） 定例研究会報告

テーマ： 量的緩和期の金融政策と今後の課題—元日銀審議委員の立場から

報告者： 中原眞氏（国際通貨研究所顧問、元日銀政策委員会審議委員）

時 間： 16:30～18:00

場 所： 神田校舎 771 教室

報告内容概略：

2001年6月に日銀政策委員会審議委員に就任、昨年6月に退任した。量的緩和政策下での5年間であった。（量的緩和政策は、就任前の3月に始まり任期終了間際の2006年3月に終了）。この間、様々な新しい政策が採用され、またそれらについて学会や金融界で多くの議論が展開されたが、いまだに明確な解答が示されていない問題、あるいは日銀の総括や政策評価が十分に行われていない問題も多いよう思う。

## I 量的緩和政策を巡るいくつかの論点

- 1 （私の就任前だが）ゼロ金利政策の解除（2000年8月）は、その6ヵ月後に180度の政策転換を行うことになった現実を考えると、やはり政策の失敗といわざるを得ないと思う。環境を見誤り、構造問題の認識が不十分、またIT革命への過信があった。
- 2 （同上）2001年3月当時の総裁記者会見などの模様をみても、何故ゼロ金利政策ではなく、いきなり量的緩和政策がとられたかの説明は全くなされていない。当時の議事録によれば、量的緩和はひとつの実験として臨時的な措置であるとの認識がうかがわれ、後に大きな議論となつた「出口政策」などもまったく議論されていない。
- 3 量的緩和政策の効果については、日銀の公式な評価や説明はない。もっとも、鵜飼博史氏（当時企画局）の個人名で各種論文やレポートをサーバイした論文が出ており、執行部の見解もほぼこれに近いものだろう。すなわち（1）量的緩和継続のコミットメントによる時間軸効果は確認されるが、（2）長期国債の買切りオペ増額には明確な効果は認められず、（3）当座預金残高目標の量的な拡大については、ポートフォリオ・リバランス効果（個人の外貨買い・手元現金増加、円安など）ありとする少数意見もあるが、大勢は量の効果はあったとしてもシグナル効果のみ——との見方だ。
- 4 この間行った政策については、（1）2004年1月の最後の日銀当座預金残高増額は、量的緩和下におけるドル買い介入の実質的「非不胎化」として、（少なくとも量の緩

和効果を是とする限り) 緩和効果をより高めるものであり、円高対応として私は賛成したが反対票が出た。(2) 銀行保有株式の買取り(当初 2 兆円、後に 3 兆円に増額)は、ブルーデンス政策として行ったが、審議委員間では資産価格への直接介入という批判の声も出た一方、現実問題として株式市場挿入れ効果への期待があつたことは事実。

(3) 資産担保証券の買取りは、中小企業に配慮する政治的側面がなかったとはいえない。(4) インフレ目標については政策委員会としてその採用の是非につききちんと検討を行っていない。私は、就任当初から、日銀として望ましい物価上昇率を数値として具体的に示すべきだ、と主張してきた。

5 FRB は、日本のデフレへの金融政策対応を反面教師として研究していたようだ。日本の状況から多くのことを学んだものと思う。(1)「金利をゼロにしてはいけない」「金融政策は緩和と引き締めとシンメトリックには働かない」「金利がゼロになる前に、期待に働きかける必要がある」、(2)「物価上昇率はゼロではなく、統計上のバイアスがあることに加え、デフレの糊代として若干プラスであることが望ましい」、(3)「バブルは政策的に潰してはいけない」「バブルの事後処理としては迅速かつアグレッシブな対応が必要(これは「グリーンズパン・プット」と呼ばれる政策の考え方につながっている)」、などであろう。

## II 今後の課題——量的緩和政策解除後の金融政策運営

6 2006 年 3 月、私は量的緩和政策の解除に反対した。4 月の短観の結果を踏まえ、『展望レポート』で景気の先行きについての日銀の見方を十分に説明し、また物価動向を見極めたうえで 6~7 月に解除する方が、リスクが少なく説明責任を果たす意味でもベターであって、またそこまで待つことによるコストはほとんどないと判断した結果である。福井総裁は、先行き FRB の利下げや円高の可能性があり、その前に上げてしまひたかったようだ。総裁の前のめりの発言や国会証言により、市場は 3 月利上げを急激に織り込み不安定化したことは否めない。市場との対話というより、市場をコントロールするものとして問題があったように思う。

7 2006 年 7 月、2007 年 2 月の利上げは、量的緩和解除時に発表された「新たな金融政策運営の枠組み」の 2 つの柱との関係が不明確である。特に後者では、2 月発表の消費関連指標が 1 月よりも悪化し、結局「1 月の利上げ見送りの理由は政治プレッシャーだった」との憶測を強める結果となった。また、「物価安定の理解」で数字を発表しながら、これは「目標ではなくまた望ましい物価上昇率でもない」という説明

をしたのでは、透明性は高まらない。透明性とある種の予見性を高めるために、何らかの政策運営のルール性は必要だ。

8 日銀は、「中立金利」について明らかにしていない。「もっとも蓋然性の高いシナリオのもとで金利正常化とは何を意味するのか」「どのようなペースで正常化をすすめるのか」について日銀の考え方が市場に理解されておらず、期待形成を不安定化させている。説明責任を果たしているとはいひ難い。

9 サブプライム問題に直面し、グリーンズパンが過剰流動性を放置した責任を問う声が出る中で、バーナンキは「モラルハザードを生じさせない」「投資家の自己責任」といいながらも、結局はアグレッシブな流動性供給を行い、金利も下げた（グリースパンプト）。80年代後半の日本のバブルは、日銀が人為的に潰し、またその後の緩和が後手にまわったとの批判もある。いずれにしても、資産価格の変動に金融政策は直接対応するものではないのは原則論だが、現実に中央銀行がどのように対応するかは難しい問題。

10 バーナンキは、「グローバル化で、FRBの政策は複雑化しつつあるがその有効性を失ってはいない」といっている。これは米国が基軸通貨国であるためであり、非基軸通貨国の金融政策はグローバル化によりその有効性を減じていくのではないか。開放経済のいわゆるトリレンマのもと、中央銀行は「物価安定」を唯一無二の目標とすることに矛盾がでてくることはないのか。中央銀行の独立性も重要だが、他の政策とのポリシーミックスが重要性を増す。

11 日銀総裁の立場は微妙。一人の政策委員会メンバーとしての立場で意見を言っているのか、中央銀行の執行部トップとしてのそれなのか、あるいは議長として政策委員会の総意を述べているのか、これらの立場の違いを明確にするのは難しい。審議委員が外に向かって独立に意見を言うシステムは、時に市場にノイズを与えるデメリットがある。審議委員の中には審議委員の対外発言のコントロールを主張する委員もいるが、これは新日銀法の根幹に触れる問題。かつてラバースタンプと揶揄された政策委員会に逆戻りしかねない。また市場に「総裁が立場上言えないことを、特定の審議委員の口を通じて発言しているのではないか？」といううがった見方がある。根拠のある話ではないであろうが、これでは独立した審議委員とはいえない。審議委員の任期5年は短いのではないか。政策の一貫性維持の観点からはもう少し長くし、また交代が一時に集中しないような工夫をすべきである。政治任用で国会同意を必要とする総裁、副総裁が来年3月、一気に交代するのは大きな問題。この機会に任期をずらすべ

きである。

### III 質疑応答から

- 12 (日銀の独立性) 審議委員、職員は、日銀の独立性にこだわりすぎる。メディアも同様。米国では、FRBと財務省、特にトップ同士の意見交換は頻繁に行われているよう聞く。
- 13 (円キャリー・トレード) 「円キャリー・トレードの弊害が怖いから利上げしろ」というのは本末転倒。必要なら介入で対応すべき。その巻き戻しの悪影響が世にわかれているほど大きいとは思われない。「円安バブル」だとしたら、それを金融政策が潰していいのかも問題。
- 14 (中央銀行と為替政策) 米欧では、日本におけるよりも為替政策における中銀の発言力が強い。東南アジアでは、中銀そのものが行っている。日銀法改正のとき、目的に「通貨価値の維持」を入れる意見もあったが、入らなかった。
- 15 (インフレ目標) 私は、日銀が望ましい物価上昇率を数値として具体的に示すべきと主張してきた。ECB流の、政策参照値のようなものを想定していた。ただし、それによってインフレ期待を高められたかどうかは、多くの議論もある。また現実には、日銀が勝手に望ましい物価上昇率を決められるか、という問題もある。物価目標を決めるのは英国のように中央銀行ではなく、政府なのか、最終的には政治（国会）となるのか？
- 16 (量的緩和の「時間軸コミットメント」) 量的緩和に踏み切った時には、議事要旨によれば「時間軸コミットはインフレ目標政策ではない」と確認しているものの、その後インフレ目標政策を導入すべしという議論が強まると、「時間軸はインフレ目標類似のものである」という説明を行った委員もいた。インフレ目標政策の定義や政策運営の考え方は、国際的にもここ2~3年でかなり変わったように思う。厳格な政策ルールとしての考え方をとる国はもうないように思う。広義のインフレ目標ルールを導入していないのは日本と米国ぐらい。その米国でも、暗黙の望ましい物価上昇率について事実上のコンセンサスが成立している。

以上

記：専修大学経済学部・田中隆之

2007年11月16日（金） 定例研究会報告

テーマ： 派兵新法と福田内閣の改憲問題

報告者： 梅林宏道（ピースデボ代表）「インド洋給油の実態」

飯島滋明（名古屋学院大学）「福田内閣の改憲問題」

司 会： 内藤光博（本学法学部）

共 催： けんぽう市民フォーラム

時 間： 18:30～20:30

場 所： 神田校舎8A会議室（1号館8階）

報告内容概略：

梅林宏道氏の報告では、テロ特措法に基づく自衛隊のインド洋における給油がイラク戦争に使われたという問題について、次のような報告がなされた。

梅林氏が主催するN P O 法人「ピースデボ」では、アメリカの情報公開法に基づき、アメリカ艦船の航海日誌などを公開請求し、アメリカ軍の動向をチェックしてきた。その過程で、航海日誌から、アメリカの補給艦への給油量が日本政府の公式発表と異なることを、突き止めた。梅林氏は、2002年以降、防衛庁（現・防衛省）に対し、インド洋に派遣された自衛艦の航海日誌を公開するよう求めたが、いずれも「安全保障に支障をきたす」との理由から公開を拒まれた。防衛庁はアメリカ政府に比べ情報公開にあまりに消極的であった。給油問題が判明したのは、2004年10月に開示されたアメリカ補給艦の日誌に記された海上自衛隊補給艦からの給油量からである。その航海日誌によると、政府説明の「20万ガロン」ではなく「80万ガロン」だった。ここから、海上自衛隊側からアメリカ補給艦を通して「間接給油」された空母や駆逐艦がイラク戦争に参戦していたことを突き止め、テロ特措法に基づく自衛隊の給油活動が、実はイラク戦争に加担するものであったことが判明したが、2007年9月に、防衛省が数値を訂正、経緯を調査する事態に発展した。結論として、日本政府も正確に把握しえない自衛隊の行動の実態と、日本政府の情報公開の不充分さは、きわめて危険であることが主張された。

次に飯島滋明氏は、次のような報告を行った。

ハト派とされる福田康夫内閣の下でも、小泉・安倍内閣の憲法9条・25条の空洞化と改憲の動きは水面下で進んでいる。たとえば、在日米軍への思いやり予算の継続、米軍再編特別措置法に基づく補助金の交付、自衛隊派兵恒久法制定への動き、日米共同実働訓練、生活保護法の生活保護基準の引き下げ、診療報酬の引き上げなどがあげられる。またイラク特措法に基づく自衛隊へのイラク派兵は、国際貢献には程遠く、NGOに人道復興支援を任せたほうが効果的であること、さらにアフガンでのアメリカ軍の攻撃による民間人の被害者は、5年間で3767人以上に及んでおり、こうしたアメリカ軍を自衛隊を支援することは、国際貢献ではなく、憲法違反の行為であることなどが主張された。

以上の報告に基づき、質疑応答がなされ、活発な議論が行われた。

記：専修大学法学部・内藤光博

2007年11月17日（土） 定例研究会報告

テーマ： 国際人権保障と従軍慰安婦問題－国際人権機関は「慰安婦」問題をどうみているか？－

報告者： 西野瑠美子（「戦争と女性への暴力ネットワーク」共同代表、「女たちの戦争と平和資料館」館長）

司 会： 内藤光博（本学法学部）

共 催： 社研グループ研究助成「国際的人権保障の現状と課題」

時 間： 14:00～17:00

場 所： 神田校舎7号館764教室（6階）

報告内容概略：

西野瑠美子氏は、これまで従軍慰安婦問題を追求してきており、報告では、「慰安婦」問題を巡るこれまでの日本政府の対応と国際人権機関でどのように取りあげられてきたかについて、詳細に説明し、その問題性を指摘した。

1990年6月に韓国で金学順さんが名乗り出以来、アジア各地から元慰安婦の被害者が名乗り出るようになった。91年12月には、韓国の「慰安婦」被害者及び遺族32名が、日本政府に補償を求めて東京地裁に提訴した後、9件の「慰安婦」裁判が提訴された。

92年に、訪韓した宮沢喜一首相（当時）は盧泰愚大統領（当時）に「お詫び」を表明、同年7月に、加藤紘一内閣官房長官（当時）は、「政府関与」を認める談話を発表した。そして92年以降、女性の人権の確立を求める国際的な潮流を背景に、国連人権委員会やILO条約適用専門家委員会、女性差別撤廃委員会、国連拷問禁止委員会など数々の国際機関が「慰安婦」問題を取り上げ、日本政府に数々の勧告を出していく。93年には、河野洋平内閣官房長官（当時）が第二次調査結果の発表と共に軍関与と強制を認め、「お詫びと反省の気持ち」を表明する談話（河野談話）を発表した。95年には、「女性のためのアジア平和国民基金」（国民基金）が設立された。しかし、2000年以降、「慰安婦」裁判は次々に敗訴した。そして2007年、国民基金解散後、アメリカ下院で従軍慰安婦について、日本政府に公式謝罪を求める決議が可決された。

最後に、西野氏は、日本政府は、これまで慰安婦問題について、政府・日本軍の関与を否定する発言を繰り返してきたが、国際的には国際人権保障の視点から、慰安婦問題への批判と具体的な施策を日本政府に求める動きが大勢を占めている実態を強調し、日本政府は元慰安婦に対する補償と謝罪が必要であるとした。

以上の報告に基づき、質疑応答がなされ、活発な議論が行われた。

記：専修大学法学部・内藤光博

2007年11月20日（火） 定例研究会報告

テーマ： 「沖縄・八重山における民衆の宗教・民俗意識と共同体論」

（社研グループ研究助成と共催）

報告者： 樋口 淳（文学部）「祭りの構造—能登・江陵・謝名城—」

大谷 正（法学部）「ある軍医の体験した1878年の琉球—渡辺重綱『琉球漫録』  
を読む」

時 間： 16:00～18:30

場 所： 神田校舎7号館772教室

参加者数：8名

報告内容概略：

本研究会は、社研グループ研究助成「沖縄・八重山における民衆の宗教・民俗意識と共同体論」（6名）と共に催され、その2年目の研究の中間報告の位置づけで行われた。（1）樋口報告は、パワーポイントにより豊かな映像を示しながら行われた。その概要は、①祭りと時間の基本的サイクル、②年中行事と人生儀礼、③能登・江陵（カンヌン、韓国）・謝名城（ジャナグスク、沖縄）、④モデルとしての能登（アエノコト、ゾンベラマツリ、祖靈を迎える、イドリ祭など）、⑤モデルとしての海人祭（ハーブイ、シヌグなど）、⑥モデルとしての江陵端午祭（クッ堂の降神儀礼など）、⑦ハレヒケのサイクル、⑧円環の時間の終焉と都市的な祝祭、などである。（2）大谷報告の概略は、オランダ医学を学んだ軍医・渡辺重綱が1878年に琉球主張を命ぜられて那覇古波蔵の陸軍兵営に滞在した6ヶ月間の琉球滞在見聞を著した『琉球漫録』をもとに、琉球情報のうち琉球民衆の習俗慣習や生活、歴史と現状に対する渡辺の「眼差し」を詳細に紹介・分析するものであった。

両報告とも、共同研究の中間報告ではあるが、質疑の中で確認されたように調査・聞き取りに裏付けられたたいへん実証的なものである。

記：専修大学法学部・古川 純

2007年12月8日（土） 定例研究会報告

テーマ： 「進化経済学における実験手法について — 過去・現在・未来（？）—」

報告者： 小川一仁（大阪産業大学）

時 間： 14:00～17:30

場 所： 専修大学神田校舎7号館7階773教室

出席人数：7名

報告内容概略：

近年、経済実験は学派を問わず活用されており、進化経済学にあってもボウルズ、ギンティスといった人々が経済実験の成果に依拠しつつ、経済システムの進化を取り扱っている。経済実験の視点から、いわゆる主流派経済学の近年の流れを概観した上で、それが進化経済学にどのような果実をもたらしてきたか、もたらそうとしているのか、もたらしうるのか、実験経済学の専門家である報告者によりわかりやすく論じられた。進化経済学が、制度の研究や関連諸科学との連携を拡げつつある主流の経済学と、対話かつ競争可能な状況を作るための共通言語として、経済実験をどのように活かすことができるのか、またその際に、進化経済学の独自性はどこに求められるのか、参加者と活発な意見交換が行われた。

記：専修大学経済学部・吉田雅明

2007年12月8日（土） 定例研究会報告

テーマ： 『国家の責任と人権』（新美隆著）をめぐって  
—軍隊規律論と安全配慮義務を考える—

報告者： 内藤光博（本学法学部）「戦後補償論」

　　山内敏弘（龍谷大学）「軍隊規律・兵士の人権」

司 会： 古川 純（本学法学部）

時 間： 14:30～17:30

場 所： 神田校舎7号館772教室（7階）

報告内容概略：

内藤報告では、新美隆弁護士の戦後補償論、とくに中国人強制連行・強制労働裁判における民法上の安全配慮義務論について、次のように主張された。

新美隆弁護士によると、第一に強制連行・強制労働がなぜ、どのような経緯の中で被告（国・企業）の関与のもとで行われるにいたったかを究明すべきであるとし、第二に生命や身体の安全保護は法律関係の形式ではなくその実質関係に求められるべきであり、法律関係の前提に契約的要素が認められれば十分であるとしている。これらの視点は、戦後補償問題の法的解決のために、重要な視座を示したものとして高く評価される。また、新美弁護士は、反戦自衛官裁判の中で、自衛官の人権の重要性を主張し、戦後補償裁判の中で、強制労働関係にも安全配慮義務法理を適用し得るとしたが、いずれも人間の生命や身体の自由を否定ないし制限する法律関係に適用する法理という点で共通点があり、憲法の平和主義の観点より有効かつ実践的な法理を構築した。

山内敏弘氏は、新美弁護士の軍隊（自衛隊）規律論と兵士（自衛官）の人権論について、次のような報告を行った。

4・27 反戦自衛官裁判に関連し、新美弁護士の、自衛官の基本的人権論、自衛隊の服務規律の特質論、自衛隊法7条（内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高指揮監督権を有する。）の解釈論を詳細に検討した。そして、自衛官の人権に着目した新美弁護士の炯眼と、自衛官の人権を侵害する服務規律の特殊性と非人間性（人間がこれまで作り上げたもっとも野蛮で最悪の規律）に着目し、軍隊の本質が、個人の尊厳を最高の価値とする日本国憲法とは根本的に矛盾するものであることを、軍隊規律論の観点から鮮明に打ち出したものとして、高く評価されたとした。

以上の報告に基づき、質疑応答がなされ、活発な議論が行われた。

記：専修大学法学部・内藤光博